

甘木・朝倉・三井環境施設組合
地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

令和8年3月

甘木・朝倉・三井環境施設組合

目次

第1章 はじめに	1
第2章 背景	2
1 気候変動の影響	2
2 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	2
3 地球温暖化対策を巡る国内の動向	3
第3章 基本的事項	7
1 目的	7
2 対象とする範囲	7
3 対象とする温室効果ガス	7
4 計画期間	8
第4章 温室効果ガスの排出状況	9
1 温室効果ガス総排出量	9
2 温室効果ガス排出量の増減要因	11
3 温室効果ガスの排出削減に向けた課題	12
第5章 温室効果ガスの排出削減目標	13
1 目標設定の考え方	13
2 温室効果ガスの削減目標	13
第6章 目標達成に向けた取り組み	14
1 取り組みの基本方針	14
2 具体的な取り組み内容	14
第7章 進捗管理体制と進捗状況の公表	17
1 推進体制	17
2 点検・評価・見直し体制	18
3 進捗状況の公表	18
巻末資料	19
1 事務事業編の対象範囲（施設の一覧）	19
2 温室効果ガスの算定方法や排出係数	19

第1章 はじめに

このたび、2030年度までの甘木・朝倉・三井環境施設組合（以下、「本組合」といいます。）の事務事業にかかる温暖化対策について定めた「甘木・朝倉・三井環境施設組合 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下、「本計画」といいます。）を策定いたしました。

世界に目を向けると、大規模な山火事や干ばつの発生など、地球温暖化による気候変動の影響が大きくなっています。また、本組合においても、極端な大雨とそれに伴う洪水被害、最高気温の大幅上昇による熱中症患者の増加など、地球温暖化の影響を実感することが増えてきました。

国では2050年カーボンニュートラル（ネット・ゼロ）の実現や、我が国の温室効果ガス削減目標として「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す」という新たな削減目標が位置付けられました。また、福岡県においても、2022年3月に福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）が策定され、カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みが進められています。

こうした社会情勢を踏まえ、本組合でもゼロカーボン社会の実現を見据えて、職員一丸となり本計画を着実に進めてまいります。

令和8年（2026年）3月

第2章 背景

1 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

2 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、先進国や途上国といった枠組みを超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

3 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、2021年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取り組みやイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、2021年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

2025年2月には、新たな地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、2050年ネット・ゼロの実現や、我が国の温室効果ガス削減目標として「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す」という新たな削減目標が位置付けられました。同計画においては、二酸化炭素以外の温室効果ガスの削減を含め、各目標の実現に向けた対策・施策を記載し、地球温暖化対策の推進に向けた地方公共団体の役割や、特に都道府県に期待される事項についても明記されています。



図1 カーボンニュートラルの実現に向けた削減目標
 出典：内閣官房・環境省・経済産業省（2025）「地球温暖化対策計画の概要」
<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/250218.html>

表 1 地球温暖化対策計画における 2030 年度及び 2040 年度の温室効果ガス別その他の区分ごとの目標及びエネルギー起源二酸化炭素の部門別の排出量の目安
(単位：百万 t-CO₂)

	2013 年度 実績	2030 年度 ² (2013 年度比)	2040 年度 ³ (2013 年度比)
温室効果ガス排出量・吸収量	1,407	760 (▲46% ⁴)	380 (▲73%)
エネルギー起源二酸化炭素	1,235	677 (▲45%)	約 360~370 (▲70~71%)
産業部門	463	289 (▲38%)	約 180~200 (▲57~61%)
業務その他部門	235	115 (▲51%)	約 40~50 (▲79~83%)
家庭部門	209	71 (▲66%)	約 40~60 (▲71~81%)
運輸部門	224	146 (▲35%)	約 40~80 (▲64~82%)
エネルギー転換部門	106	56 (▲47%)	約 10~20 (▲81~91%)
非エネルギー起源二酸化炭素	82.2	70.0 (▲15%)	約 59 (▲29%)
メタン (CH ₄)	32.7	29.1 (▲11%)	約 25 (▲25%)
一酸化二窒素 (N ₂ O)	19.9	16.5 (▲17%)	約 14 (▲31%)
代替フロン等 4 ガス ⁶	37.2	20.9 (▲44%)	約 11 (▲72%)
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	30.3	13.7 (▲54%)	約 6.9 (▲77%)
パーフルオロカーボン (PFCs)	3.0	3.8 (+26%)	約 1.9 (▲37%)
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	2.3	3.0 (+27%)	約 1.5 (▲35%)
三ふっ化窒素 (NF ₃)	1.5	0.4 (▲70%)	約 0.2 (▲85%)
温室効果ガス吸収源	—	▲47.7	▲約 84 ⁷
二国間クレジット制度 (JCM)	—	官民連携で 2030 年度までの累積で、1 億 t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国の NDC 達成のために適切にカウントする。	官民連携で 2040 年度までの累積で、2 億 t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国の NDC 達成のために適切にカウントする。

- 1 2013 年度実績については、2024 年 4 月に気候変動に関する国際連合枠組条約事務局に提出した温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）（2022 年度）に従い、地球温暖化対策計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）における数値から一部更新を行っている。これに伴い、2030 年度の目標・目安における数値についても、一部所要の更新を行っている。
- 2 2030 年度のエネルギー起源二酸化炭素の各部門は目安の値。
- 3 2040 年度のエネルギー起源二酸化炭素及び各部門については、2040 年度エネルギー需給見通しを作成する際に実施した複数のシナリオ分析に基づく 2040 年度の最終エネルギー消費量等を基に算出したもの。
- 4 さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。
- 5 電気熱配分統計誤差を除く。そのため、各部門の実績の合計とエネルギー起源二酸化炭素の排出量は一致しない。
- 6 HFCs、PFCs、SF₆、NF₃ の 4 種類の温室効果ガスについては暦年値。
- 7 2040 年度における吸収量は、地球温暖化対策計画（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）第 3 章第 2 節 3.（1）に記載する新たな森林吸収量の算定方法を適用した場合に見込まれる数値。

出典：環境省（2025）「地球温暖化対策計画」関連資料 1
<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/250218.html>>

2025年2月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標をこれまでの2030年度までに50%削減（2013年度比）に加え、2035年度までに65%削減、2040年度までに79%削減することも目標として新たに掲げられ、その目標達成に向け、引き続き太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定率を2025年度までに95%、2030年度までに100%とすることを目指すとしています。

また、「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019年9月時点ではわずか4地方公共団体でしたが、2025年12月末時点においては1,196地方公共団体と加速度的に増加しています。

本組合の構成市町村においては、2022年1月に朝倉市が「朝倉市ゼロカーボン宣言」を行っています。

表 2 政府実行計画に新たに盛り込まれた主な措置の内容とその目標

措置	目標
太陽光発電の最大限の導入	2030年度までに設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の約50%以上に太陽光発電設備を設置、2040年度までに100%設置を目指す。ペロブスカイト太陽電池を率先導入する。また、社会実装の状況（生産体制・施工方法の確立等）を踏まえて導入目標を検討する。
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB ready相当となることを目指す。また、2030年度以降には更に高い省エネ性能を目指す。また、既存建築物について省エネ対策を徹底する。建築物の資材製造から解体（廃棄段階も含む）に至るまでのライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出削減に努める。
電動車の導入	公用車については、代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする。
LED照明の導入	既存設備を含めた全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030年度までに調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。
GX製品	市場で選ばれる環境整備のため、率先調達に取り組む。 （GX製品：製品単位の削減実績量や削減貢献量がより大きいもの、CFP（カーボンフットプリント）がより小さいもの）

表明都道府県 (46自治体)

：都道府県表明済



宣言自治体数の推移



表明市区町村 (1150自治体)

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	徳島県	香川県	高松市	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	熊本県	大分県	鹿児島県	沖縄県
札幌市	青森市	盛岡市	仙台市	秋田市	山形市	福島市	水戸市	宇都宮市	前橋市	さいたま市	千葉市	東京都	横浜市	新潟市	富山市	金沢市	福井市	山梨市	長野市	岐阜市	静岡市	名古屋市	津市	彦根市	京都市	大阪市	神戸市	姫路市	奈良市	和歌山市	徳島市	高松市	松山市	高知市	福岡市	佐賀市	熊本市	大分市	鹿児島市	那覇市

朝倉市

図 2 2050年 二酸化炭素排出実質ゼロを表明した地方公共団体 (2025年12月26日時点)

出典：環境省 (2025) 「地方公共団体における 2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況」 <<https://www.env.go.jp/policy/zerocarbon.html>> を基に作図

第3章 基本的事項

1 目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、本組合が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取り組みを推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

2 対象とする範囲

本計画の対象範囲は、本組合の事務・事業であるごみ処理業務にかかる事務局及び各施設とします。なお、対象範囲の施設は以下のとおりです。

- ・ごみ処理棟
- ・リサイクルプラザ棟
- ・コンテナ等洗浄・保管棟
- ・管理棟

3 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律の対象となる温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）があります。

本計画が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、本組合の事務・事業において発生しうる二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素とします。

表3 温室効果ガスの種別と主な発生源

種別	主な発生源
二酸化炭素（CO ₂ ）	石油、天然ガス等の化石燃料の燃焼に伴う排出、廃棄物の焼却等
メタン（CH ₄ ）	化石燃料の不完全燃焼、下水処理、自動車の排気ガス等
一酸化二窒素（N ₂ O）	化石燃料の燃焼や化学反応、窒素肥料、麻酔ガスの使用、自動車の排気ガス等
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	エアコン、冷蔵庫等の冷媒、断熱材の発泡剤、エアゾールの噴射剤等
パーフルオロカーボン（PFC）	半導体のエッチングガス、半導体等の製品の洗浄等
六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	電力用ガス絶縁開閉装置の絶縁ガス等
三ふっ化窒素（NF ₃ ）	半導体製造におけるドライエッチングやCVD装置のクリーニング

4 計画期間

本計画が対象とする計画期間については、2030年までの目標達成に向けて取り組みを進めていくことを踏まえ、策定年度である2025年度の翌年2026年度から2030年度末までを計画期間とします。

表 4 計画期間のイメージ

項目	年度								
	2013	…	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
期間中の事項	基準年度	…	策定年度	計画開始				目標年度	
計画期間									

第4章 温室効果ガスの排出状況

1 温室効果ガス総排出量

本組合の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2013年度において、16,432t-CO₂、現状年度である2024年度は9,346t-CO₂であり、削減率は基準年度比で43.1%となっています。過去からの推移を見ると、年度ごとにやや変動はあるものの、近年は減少傾向にあります。

なお、2023年3月に久留米市北野町が本組合を脱退しています。2022年度以前については同地域からのごみの処理に伴う温室効果ガスの排出量が含まれます。



図3 本組合の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

2024年度における施設別の温室効果ガス排出量について、ごみ処理棟からの排出量が最も多く、8,462t-CO₂となっており、全体の90.5%を占めています。電気の使用は組合の管理する施設全体の実績として管理されており、排出量は874 t-CO₂で、組合全体の排出量の9.4%を占めています。本組合における温室効果ガスの排出はこの「ごみ処理施設」及び「電気」由来のものが大部分であり、その他の施設（リサイクルプラザ棟、コンテナ等洗浄・保管棟、管理棟）由来のものはごくわずかとなっています。

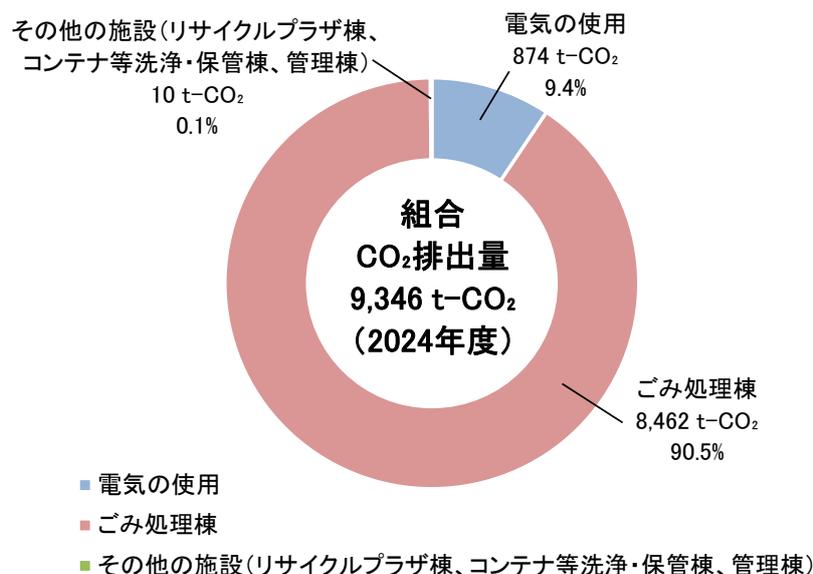


図4 施設別の温室効果ガス総排出量の割合 (2024年度)

エネルギー、非エネルギー種別の温室効果ガスについては、一般廃棄物の焼却によるものが8,289t-CO₂で最も多く、全体の88.7%を占めています。次いで多いのが電気の使用によるもので、全体の9.4%を占めています。

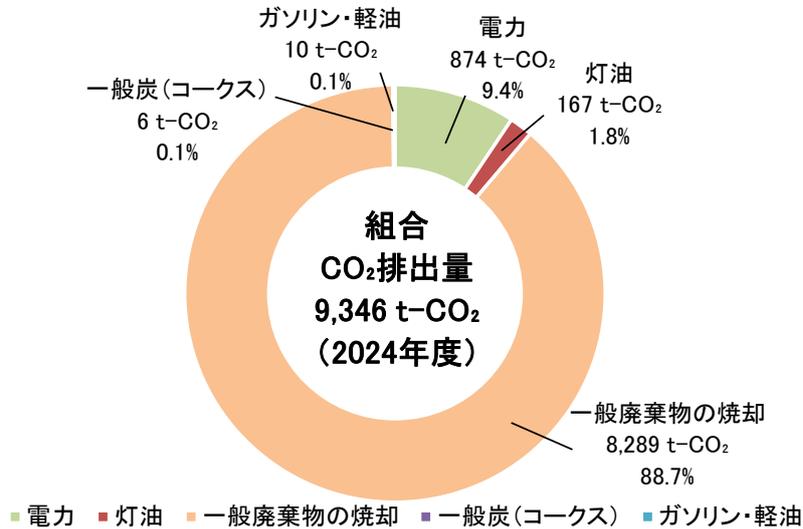


図 5 エネルギー種別の温室効果ガス総排出量の割合 (2024 年度)

注：構成比の数値は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100%とならない場合があります。

温室効果ガス種別ごとの排出量については、二酸化炭素が9,340t-CO₂で最も多く、全体の99.9%を占めています。ボイラーにおける燃料の使用や自動車の走行に伴い、メタンや一酸化二窒素も排出されていますが、排出量のごくわずかとなっています。

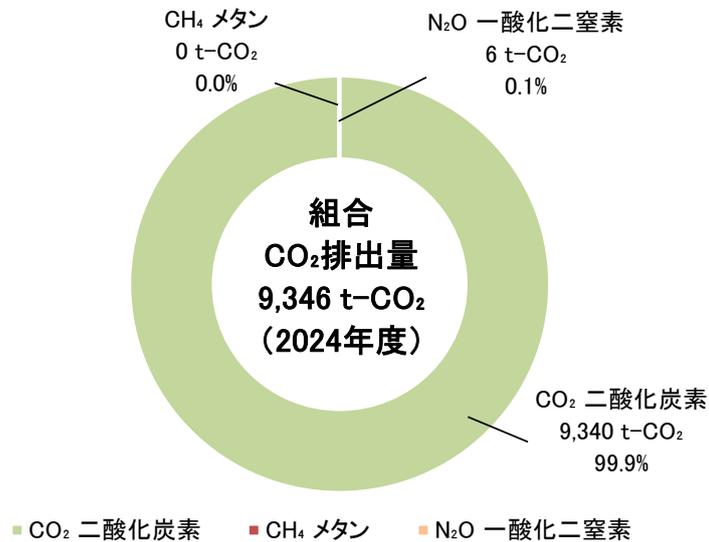


図 6 温室効果ガス種別の排出量の割合 (2024 年度)

注：メタンの排出量は、0.002 t-CO₂(0.00002%)です。

2 温室効果ガス排出量の増減要因

本組合の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の増減要因を、施設別で分析しました。

以下の①～④が主な増減要因として考えられます。

① ごみ処理棟

- 溶融処理量の増加及びそれに伴う灯油や一般炭（コークス）などの燃焼剤使用量の変化
- ごみに含まれるプラスチック類や水分の割合の変化
- 施設の使用に伴う電力使用量の変化

② リサイクルプラザ棟

- フォークリフトの電動化切り替えによる燃料消費量の変化
- 施設の使用に伴う電力使用量の変化

③ コンテナ等洗浄・保管棟

- フォークリフトの電動化切り替えによる燃料消費量の変化
- 施設の使用に伴う電力使用量の変化

④ 管理棟

- 公用車の使用に伴う燃料消費量及び車両の走行距離の変化
- 施設の使用に伴う電力使用量の変化

3 温室効果ガスの排出削減に向けた課題

本組合の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減に向けた課題を、施設別に示します。

① ごみ処理棟

溶融処理量の減少に伴い、温室効果ガスの排出量は減少傾向にあります。また、灯油や一般炭（コークス）といった燃料の使用及びその温室効果ガス排出量も同様に減少傾向にあります。

ごみ処理棟における温室効果ガス排出量のほとんどは、ごみの溶融に伴う非エネルギー起源 CO₂ です。本組合では、今後も溶融処理量の減少が見込まれており、排出量も減少していくと想定されますが、ごみ排出量の削減や、再生可能エネルギーの導入を検討など、CO₂ 排出量を減少させるための取り組みについては引き続き実施していく必要があります。

また、新施設建設においては、省エネ性能の高い建築物の選択として、ZEB 化の検討が必要であります。

② リサイクルプラザ棟

リサイクルプラザ棟については、2020 年度からフォークリフトの電動車両への切り替えを随時実施しています。今後も、切り替えを引き続き実施するなどして、燃料の使用を削減することが望まれます。

電力消費についても、効率的な施設運営など、電力利用に伴う温室効果ガスの排出量を減少させる取り組みが必要です。

また、製品プラスチック、小型家電等の分別回収によりリサイクルを推進するとともに溶融処理量の更なる減少に取り組む必要があります。

③ コンテナ等洗浄・保管棟

コンテナ等洗浄・保管棟については、2020 年度からフォークリフトの電動車両への切り替えを随時実施しており、現状年度における排出量は 2024 年度時点でゼロとなっています。

今後も、節電・節水といった使用者一人ひとりの意識改善など、CO₂ 排出量を減少させるための取り組みを引き続き実施していく必要があります。

④ 管理棟

車両における燃料の使用や走行に伴う燃料使用量は基準年度から概ね横ばいで推移しています。低公害車種の導入や使用方法の見直し、エコドライブの実施等に取り組む必要があります。

ペーパーレス化の推進による印刷量の削減、こまめな消灯・節電の呼びかけなど、日常業務における省エネ対策の徹底も必要です。また、照明設備の LED 化や高効率な空調設備への更新といった設備投資について順次対応を進めていくことも有効です。

第5章 温室効果ガスの排出削減目標

1 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画に示されている目標[温室効果ガス排出削減目標：2030年度までに50%削減（2013年度比）]等を踏まえて、本組合の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

2 温室効果ガスの削減目標

現状年度（2024年度）の温室効果ガス排出量は、基準年度（2013年度）比で、既に43.1%削減しています。

今後、具体的な取り組みを進め、目標年度（2030年度）は50%削減することを目標とします。

表 5 温室効果ガス排出量の削減目標

項目	基準年度（2013年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガス排出量	16,432 t-CO ₂	8,216 t-CO ₂
削減率		50%

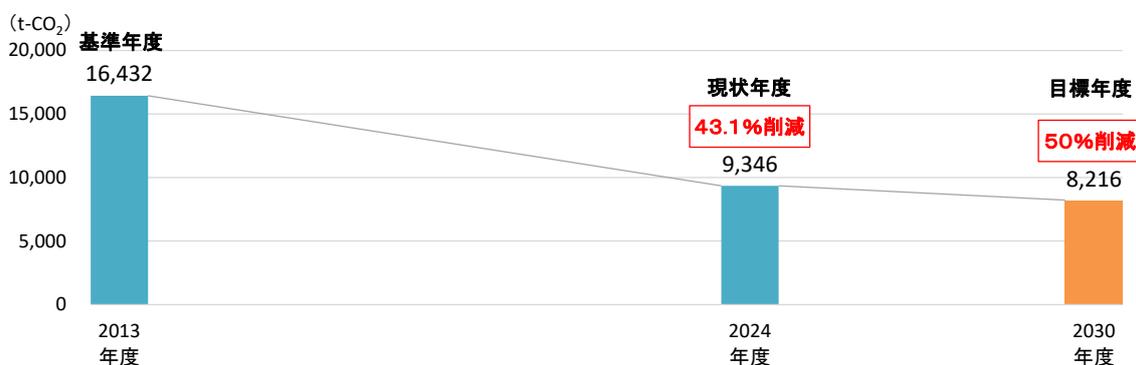


図 7 温室効果ガス排出量の削減目標

第6章 目標達成に向けた取り組み

1 取り組みの基本方針

温室効果ガスの排出量を削減するための取り組みには様々なものがあります。

温室効果ガスの最も多い排出要因が、一般廃棄物の焼却によるものです。一般廃棄物の焼却量を削減する取り組みを始め、電気使用量と灯油・ガソリンなどの燃料使用量の削減のほか、公用車、施設・設備における取り組みについて、導入（購入）時や使用時における配慮事項を取りまとめます。

2 具体的な取り組み内容

<ごみ処理>

① 効率的なごみ処理

- 効率的な燃料の使用をする。
- ごみを均一に攪拌して燃焼温度の変動を抑える。
- できる限りの選別を行い、資源化を増やす。

② 基幹改良

- 高効率な照明・空調・給湯設備等の導入を進め、資源・エネルギーの節約を図る。
- 周辺環境に配慮した資材や工法を採用し、環境負荷の低減に努める。
- 工事から出る副産物の再利用や廃棄物の発生抑制に取り組む。
- 有害物質は、法令に基づき適切に処理する。
- 新施設建設時には、ZEB化を検討する。

③ 溶融ごみの減量

- 構成市町村と連携し住民から出されるごみの分別を行いリサイクルを推進する。
- 特にプラスチックごみを削減するための取り組みを行い、分別や再商品化に関する検討を実施する。
- ふとんのリサイクル、リユースを増やし焼却量を減らす。

<電気製品・設備>

① 電気製品等の購入

- 電気製品は、用途に応じて適切なサイズを選び、省エネルギー型の製品を優先して購入する。
- コピー機やプリンターは、両面・縮小印刷が可能な機種を優先的に導入する。
- 環境への負荷が少ない製品やサービスを調達する。
- 部品交換や修理が可能な、長く使える製品を選ぶ。

② 設備

- エレベーターの使用を控え、階段を利用する。

<公用車>

① 低公害車の購入と運転

- 公用車の購入や更新時、低公害で燃費の良い車種を積極的に導入する。
- 公用車を利用する際は、相乗りを心がけ、無駄な走行を避けるようルートを事前に確認する。
- 日常的に取り組める行動としてエコドライブを実施する。

<水の使用>

① 水使用量の削減

- 水の出しっぱなしを極力減らし節水を徹底する。
- 水漏れの点検を定期的に行う。

<電気の使用>

① 照明の効率的な使用

- 休憩時間や退所時には、照明を消し、必要な場所だけ点灯する。
- 使用しない電化製品はコンセントからプラグを抜き、待機電力を削減する。
- 事業所や場内の照明のLED化を推進する。

② 空調の効率的な使用の推進

- 冷暖房は適切な温度（冷房 28℃、暖房 20℃）に設定し、服装で調節する。
- 会議を効率的に行うことで会議室の空調の無駄遣いをなくす。
- エアコンは定期的に点検し清掃する。

③ OA 機器等の効率的な使用

- 席を長く離れる際は、業務に支障がない範囲でパソコン電源を切る。
- 業務に支障のない範囲でパソコンの省電力設定を行う。
- OA 機器やコピー機は、使用後に節電モードへ切り替えることを徹底する。
- 退庁時に身の回りの電気器具の電源が切れていることを確認する。

<文具、用紙、日用品等>

① コピー用紙、印刷物などの紙製品の削減

- 印刷物を発注する際は、再生紙を使用し、リサイクルしやすいインキで印刷する。
- 会議資料等は、ページ数や配布部数を最小限に抑える。
- 片面使用済みの紙は、内部資料のコピーや回覧、メモ用紙として再利用する。
- 両面印刷、縮小機能を使いコピー用紙の枚数を削減する。
- コピーや印刷ミスを防ぐため、設定内容を確認する。
- 使用済みの封筒を再利用する。

- ② 環境に配慮された製品の購入
- エコマーク商品またはグリーン購入法基準を満たした製品を選ぶ。
 - 文具は、詰め替え式や再生素材を利用したものを優先して購入する。
 - 事務用品等は、修理しながら長く使い、ファイル等は見出しを貼り替えるなどして再利用する。

<組合職員>

- ① 職員の取り組み
- クールビズ・ウォームビズを実践する。
 - ウェブ会議システムを活用する。
 - 職員への回覧物等で、環境に関する情報を提供する。
- ② ごみ減量のための啓発
- 構成市町村と協力し、ごみの分別や減量についての啓発活動を行う。
 - 施設利用者及び見学者等に対し環境情報の提供や啓発を行う。
 - サポート通信を活用しごみ減量の啓発を行うとともに、この計画の進捗状況の公表を行う。

第7章 進捗管理体制と進捗状況の公表

1 推進体制

本計画を実行するために地球温暖化対策実行計画推進委員会を設置します。

表 6 地球温暖化対策実行計画推進委員会

区分	職名	職務
委員長	事務局長	委員会を統括し、計画を推進する。
副委員長	施設課長	委員長を補佐又は代理する。
委員	事務局担当委員 各施設担当委員	各々の職員の取り組み状況を掌握し 適切な指導を行う。
事務局	施設係	委員会の事務を処理する。

2 点検・評価・見直し体制

本計画は、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取り組みに対するPDCAを繰り返すとともに、本計画の見直しに向けたPDCAを推進します。

① 点検・評価

推進委員会事務局は年1回、燃料や電気等のエネルギー使用量等の結果や取り組みの実施状況を取りまとめ、傾向の分析を行い、委員長に報告します。

② 見直し等

推進委員会事務局は年1回の点検・評価結果を基に分析、温室効果ガス排出量抑制のための取り組みが着実に実施されるよう、必要に応じて取り組み内容の改善や計画の見直し等を検討します。

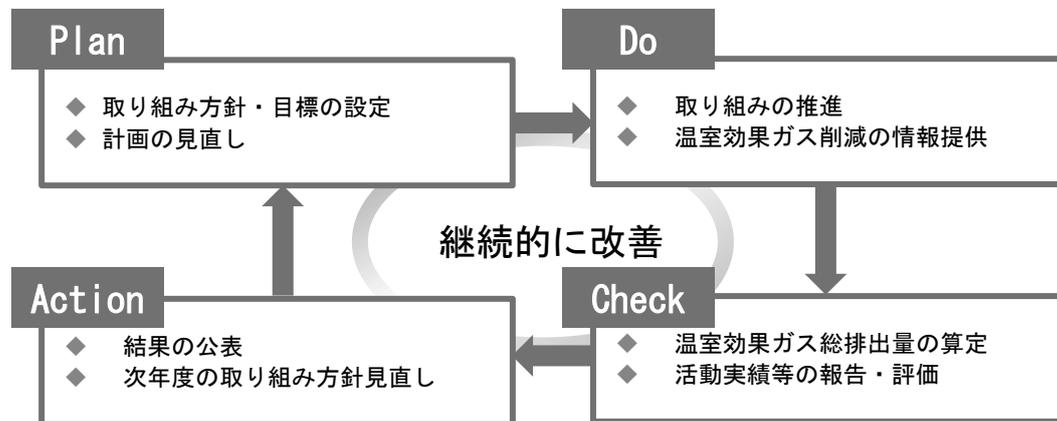


図 8 計画の進捗管理

3 進捗状況の公表

本計画の進捗状況は、本組合の広報紙（サン・ポート通信）やホームページ等で公表します。

巻末資料

1 事務事業編の対象範囲（施設の一覧）

- ・ ごみ処理棟
- ・ リサイクルプラザ棟
- ・ コンテナ等洗浄・保管棟
- ・ 管理棟

（ただし、電力については上記施設全体の実績の合計として管理）

2 温室効果ガスの算定方法や排出係数

電力を除く各排出部門の温室効果ガス排出量の算定にあたっては、地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）Ver. 2.0に記載された各種排出係数を参照しました。

電力排出係数については、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度（環境省ホームページ）において公表されている電気事業者別排出係数一覧の数値を参照しました。